

新しい琵琶湖文化館の VI 製作業務 公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務の目的および内容

滋賀県では、新しい琵琶湖文化館の令和 9 年 12 月の開館を目指している。このたび、館の基本理念やイメージを新たに強く打ち出すロゴ・シンボルマークを含む VI（ビジュアル・アイデンティティ）製作を行う。

開館に向けた認知度拡大や期待感を高めるとともに、国内外より多くの来館者を迎えるにふさわしい、永く親しまれる提案を期待する。

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 予定価格

3, 500, 000 円（消費税および地方消費税を含む。）

(3) 実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：役務 中分類：デザイン

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

4 プロポーザル説明会

実施しない。

5 実施要領等の交付場所

滋賀県ホームページの本プロポーザル公告に掲示する実施要領等のファイルのダウンロード、または「12 提出先・問合せ先」に示す場所において交付する。郵送による交付も行うが、その場合の送料は交付希望者の負担とする。

6 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、下記により受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和7年 7月16日(水) 9時00分から
7月23日(水) 17時00分まで

(2) 質問方法

質問票(様式2)を使用すること。

(3) 提出方法

電子メールにより、下記(4)の質問送信先に送付すること。また、電子メール送信後には受信確認のため必ず電話で連絡すること。

【確認用電話番号 077-528-4681】

(4) 質問送信先

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課
メールアドレス:bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

(5) 電子メールでの質問に対する回答

令和7年8月1日(金) 17時を目途に質問票の提出のあった者へ電子メールで回答するとともに、県ホームページの下記ページに質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年9月2日(火) から令和7年9月9日(火) 17時00分まで

(2) 提出先・提出方法

「12 提出先・問合せ先」に示す場所に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は土曜日および日曜日を除く9時00分から17時00分までとする。郵

送の場合は簡易書留郵便により期限までの必着とする。

(3) 提出書類の種類・様式

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。
なお、提案は1者につき1案または2案とする。デザイン案ごとに評価することとし、提案の数量は評価に影響を与えるものではない。

ア 企画提案書等提出書（様式1 正1部）

イ 企画提案書7部（正1部・副6部）

（ア）企画提案書の様式および枚数は任意とするが、用紙はA4判（縦書き・横書きは不問）とし、言語は日本語とする。

（イ）企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。

（ウ）企画提案書の正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。副本6部には、審査の公正を期するため、会社名、住所、ロゴマーク等の記載は行わず、また会社名が推測される表現等も避けること。

（エ）企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「新しい琵琶湖文化館のVI製作業務仕様書」に記載している主旨やねらいを踏まえるとともに、業務の目標を達成するにあたって最も効果的であると考えられる内容とすること。

●ロゴ・シンボルマークデザイン案

●デザインコンセプト

●ロゴ・シンボルマークの展開例

- ロゴ・シンボルマークを印刷物やサインに展開したイメージを提案すること。1案につきA4判1枚におさめる。なお、展開例の数量は評価に影響を与えるものではない。

●スケジュールの提案

- 決定通知から納品までの具体的なスケジュールを提案すること。

●実績

- 直近10年間の会計年度におけるロゴマークのデザインの実績を具体的に示すこと。
- 国や都道府県、市町村、博物館等公共施設におけるデザイン（ロゴマークに限らない）の実績を具体的に示すこと。

●実施体制

- 連絡体制、責任の所在等を明確にした、本業務の実施体制を示すこと。
- 提案者が、他社と比較してどのような点に優位性を有しているか、具体的な事例等を示し説明すること。

●その他PRポイント等

ウ 企業等の概要説明書（パンフレット等）

エ 見積書（1部）

※見積書には、別紙「新しい琵琶湖文化館のVI製作業務仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までのすべてに要する経費とその内訳を明記すること。

※消費税および地方消費税（10%）を含むこと。（税額を明示すること。）

※見積書には、事業所名、所在地住所、連絡先電話番号、代表者名、発行責任者名があること。（押印不要）

※別途経費が必要になる企画提案を記載することは認めない。

オ 提案するロゴ・シンボルマークの類似商標調査が行われたことを示す書類

※下記（ア）（イ）のいずれかの書類を提出すること。なお、特許庁の「類似商品・役務審査基準」第41類を調査対象に含めること。

（ア）弁理士により類似商標調査が行われたことを示す書類

（イ）プロポーザル参加者が類似商標調査を行う場合は、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を用いて実施した検索手順および調査結果を記すこと。検索手順には、図形等分類（ウィーン分類）を含めること。また、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」に加えて海外データベース等を用いた場合も、同様の検索手順および調査結果を記すこと。

8 審査および契約予定者の決定方法

（1）契約予定者の決定方法：当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出された企画提案書等の審査を行い、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

（2）審査会日程：令和7年9月26日（金）

（3）審査会委員：当課において、下記の5名の委員をもって設置する。

- ・文化スポーツ部次長
- ・広報課長
- ・県立美術館館長
- ・文化財保護課文化財活用推進・新文化館開設準備室長
- ・滋賀県顧問（新文化館開設準備担当）

その他、デザインに関する有識者や、新しい琵琶湖文化館の整備を行う特別目的会社（SPC）「株式会社 琵琶湖C&S」関係者を、外部アドバイザーとして招聘する。

（4）評価項目および評価点：評価基準（別記）のとおり。

- (5) 結果の通知：審査会における選定結果は、審査会から1か月以内にプロポーザル参加者に直接文書により通知する。
- (6) 業務契約予定者選定後：結果通知後、速やかに契約予定者と協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

9 失格

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足や不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

10 注意事項

公募型プロポーザルの参加にあたり、その企画提案におけるロゴ・シンボルマークが既に公表している/されている作品と同一または類似ではないことの確認を、プロポーザル参加者の責任において実施すること。応募作品が第三者の著作権・商標権等を侵害していることが明らかとなった場合、業務委託決定後であっても取り消す。またその際には、発生した損害を補填すること。

以下に該当するものは審査の対象外となる。

- ・募集要項の規定から逸脱したもの。
- ・第三者の著作権や商標権等の権利を侵害する恐れのあるもの。
- ・既に公表されているもの。
- ・プロポーザル参加者を特定できる情報を含むもの。
- ・政治的・商業的・宗教的なメッセージが含まれるもの。
- ・反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。
- ・公序良俗その他法令の規定に反するもの。

11 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

(4) 採用後の企画等の実施にあたっては、担当課と十分協議を行って進めること。

12 提出先・問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 文化財活用推進・新文化館開設準備室

澤野、田澤

TEL：077-528-4681 ／ FAX：077-528-4833

Email：bunkatsu@pref.shiga.lg.jp

評価基準

	評価項目		評価点
①	提案内容	新しい琵琶湖文化館の基本理念や立地、建物等が考慮されたデザインか。	20
②		様々な媒体により展開可能な汎用性があるか。	15
③		時代や流行に左右されない永続性に配慮されているか。	10
④		新しい琵琶湖文化館のブランドを発信できるオリジナリティを有し、かつ訴求力があるか。	10
⑤		ユニバーサルデザインに配慮された視認性の高いデザインか。	10
⑥	実績	類似業務の実績	10
⑦	実施体制	適切に遂行できるスケジュールや体制の確保がされているか。	5
⑧	経済性	予定価格に対する提案価格の割合により5段階評価とする ・80%未満 ……10点 ・80%以上 85%未満 ……8点 ・85%以上 90%未満 ……6点 ・90%以上 95%未満 ……4点 ・95%以上 ……1点	10
⑨	社会政策	滋賀県内に本店または本社を置いているか。	4
⑩		「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。	1
⑪		次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑫		「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑬		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑭		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。	1
⑮		環境マネジメントシステムのいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新	1

		した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
合計（満点）			100